第一編 欧州連合

第A節 第二・二十五条1(a)及び2(a)に規定する欧州連合の法令

第二・二十五条1

(a)及び2

(a)に規定する欧州連合において承認される産品の定義及び醸造法並びに欧州連

合において適用される制限については、 次に掲げる法令に定める。

二千十三年十二月十七日の欧州議会及び閣僚理事会の規則 (EU) 第一三〇八・二〇一三号 (農産品に

ついての市場の共通体系について定め、 並びに閣僚理事会規則(EEC)第九二二・七二号、 閣僚 理事会

規則 (EEC)第二三四・七九号、閣僚理事会規則(EC)第一○三七・二○○一号及び閣僚理事会規則

(EC) 第一二三四・二○○七号を廃止するもの) (二千十三年十二月二十日の欧州連合の官報 O J

L 三四七)六百七十一ページ)。特に、同欧州議会及び閣僚理事会の規則第七十五条、第七十八条、第

八十条、第八十一条、第八十三条及び第九十一条並びに附属書加第二編並びに附属書加第一編及び第二編

の規定に基づくぶどう酒分野の生産に関する規則。 ただし、これらの規定が第二章第C節の規定の適用対

象となる産品に関係する場合に限る。

二千九年七月十日の欧州委員会規則(EC)第六〇六・二〇〇九号(ぶどう産品の分類、 醸造法及び適

用される制限に関する閣僚理事会規則(EC)第四七九・二〇〇八号の実施のための細則を定めるもの)

(二千九年七月二十四日の欧州連合の官報(OJ L 一九三)一ページ)。ただし、これらの規定が第

二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

第B節 第二・二十五条20に規定する第一段階の醸造法

第二・二十五条260に規定する第一段階の欧州連合における醸造法は、 次に掲げるものから成る。

アルギン酸カルシウム

カラメル

L (+)酒石酸

リゾチーム

微結晶セルロース

オークチップ

九五〇

パーライト

アルギン酸カリウム

ピロ亜硫酸カリウム=亜硫酸水素カリウム

ばれいしょたんぱく質

酵母たんぱく質抽出物

第C節 第二・二十六条2に規定する第二段階の醸造法

第二・二十六条2に規定する第二段階の欧州連合における醸造法は、 次に掲げるものから成る。

亜硫酸水素アンモニウム

炭酸カルシウム及びL+酒石酸とL(リンゴ酸とのカルシウム複塩

コウジカビ属由来のキチングルカン

メタ酒石酸

二炭酸ジメチル

D M D C

中性酒石酸カリウム

中性酒石酸(DL)カリウム

ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体(PVI/PVP)

第D節 第二・二十七条2に規定する第三段階の醸造法

第二・二十七条2に規定する第三段階の欧州連合における醸造法は、

次に掲げるものから成る。

アルゴン

フィチン酸カルシウム

酒石酸カルシウム

硫酸銅

カオリン(ケイ酸アルミニウム)

マロラクティック発酵助剤

重炭酸カリウム=炭酸水素カリウム=酸性炭酸カリウム

カゼインカリウム

フェロシアン化カリウム

日本国

第A節 第二・二十五条1個及び2個に規定する日本国の法令

第二・二十五条1億及び2億に規定する日本国において承認される産品の定義及び醸造法並びに日本国に

おいて適用される制限は、 次に掲げる法令において定める。

酒 税法 (昭和二十八年法律第六号) 第二条第一項、 第三条第十三号並びに第四十三条第二項及び第九

項。 ただし、 これらの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

項。 ただし、 これらの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

酒

税法施行令

(昭和三十七年政令第九十七号)第七条第一項、

第二項及び第四

項並びに第五十条第十五

酒 税法施行規則 (昭和三十七年大蔵省令第二十六号) 第十三条第八項第二号及び第三号。ただし、これ

らの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

酒 税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 (平成十一年国税庁通達) 第二編第三条 (共通事項) 第三項、

七項、 第五項、 第九項及び第十一項並びに第八編第一章第八十六条の六第三項第六号。ただし、これらの規定が第 第七項及び第十五項並びに (果実酒及び甘味果実酒の定義) 第一項から第四項まで、 第六項、 第

二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件 (平成九年国税庁告示第五

ただし、 同告示が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

酒類保存のため酒類に混和することができる物品」 の取扱いについて (平成九年国税庁通達) ただ

この通達が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

果実酒等の製法品質表示基準を定める件

ただし、これらの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

(平成二十七年国税庁告示第十八号)

第一

項第三号及び別表。

第B節 第二・二十五条1份に規定する第一段階の醸造法

第二・二十五条1份に規定する第一段階の日本国における醸造法は、 次に掲げるものから成る。

(a) 補糖

しょ 糖、 ぶどう糖及び果糖 (以下「糖類」という。) による補糖は、 適用することができる。 ただ

補糖のために使用される糖類の重量 (注1) が当初のぶどうの搾汁に含有される糖類の重量を超え

る場合は、この限りでない。 (注₂)

注1 補糖のために使用される糖類の重量は、転化糖として次のとおり表示する。

転化糖の重量=ぶどう糖の重量+果糖の重量+しょ糖の重量×1・0

注 2 第二章第C節の規定の適用上、欧州議会及び閣僚理事会の規則(EU)第一三○八・二○一三号附属書Ⅷ第一編C第七項

に規定するところにより、 同一の産品に対して補糖及び補酸の両方を適用してはならない。

(b) 補酸及び除酸

補酸 又は除酸は、 適用することができる。ただし、 補酸又は除酸が食品添加物に関する食品規格委員

会の一般的な基準3.(a)に適合していない場合は、この限りでない。 (注)

注 第二章第C節の規定の適用上、 欧州議会及び閣僚理事会の規則 (EU)第一三○八・二○一三号附属書Ⅷ第一編C第七項に

規定するところにより、 同一の産品に対して補酸及び除酸の両方を適用してはならない。

(c) ぶどう品種

いずれの品種 (ヴィティス・ヴィニフェラ種と異なる種を含む。) のぶどうも日本ワインを生産する

ために使用することができる。ただし、これらのぶどうが日本国において収穫される場合に限る。

d アルコール分、総酸及び揮発酸の限度

アルコール分で十五パーセント(容量)未満とする。ただし、補糖なしで生産された日本ワインについ ては、アルコール分の上限は、実アルコール分で二十パーセント(容量)未満とすることができる。 酸及び揮発酸については、限度を課さないものとする。 アルコール分の下限は、実アルコール分で一パーセント(容量)とする。アルコール分の上限は、実 総

(e) 仕上げの工程

(i) 後の日本ワインの総重量の十パーセントを超えてはならない。 該発酵後の日本ワインについては、容器を替えることなく直接運送するための容器において発酵させ の形態のもの) た場合に限る。 ブランデー (注1)、甘味料 又は日本ワインについては、 加えられた糖類の重量(注2)は、当該ブランデー、 (糖類又は日本国において収穫されたぶどうの搾汁若しくは濃縮搾汁 発酵後の日本ワインに加えることができる。 甘味料又は日本ワインを加えた ただし、 当

注 1 含む。)から製造されるものとし、また、欧州委員会規則(EC)第六〇六・二〇〇九号附属書IAにおいて承認され 第二章第C節の規定に基づく仕上げの工程で使用されるブランデーは、ぶどう(ぶどうかす及びぶどうの濃縮搾汁を

ている物質のみを含有する。

注2 加えられた糖類の重量は、転化糖として次のとおり表示する。

転化糖の重量=ぶどう糖の重量+果糖の重量+しょ糖の重量×1・05

(ii) 甘味料(日本国において収穫されたぶどうの搾汁又は濃縮搾汁の形態のもの)については、 発酵後

の日本ワインに加えることができる。ただし、加えられた甘味料(ぶどうの搾汁又は濃縮搾汁の形態

の糖類の重量が、当該甘味料を加えた後の日本ワインの総重量の十パーセントを超えない

· 場

合に限る。

のもの)

(iii) 甘味料 (糖類の形態のもの) については、 発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、 加

えられた糖類の重量 (注) が当該糖類を加えた後の日本ワインの総重量の十パーセントを超えない場

台に限る。

注 加えられた糖類の重量は、転化糖として次のとおり表示する。

転化糖の重量=ぶどう糖の重量+果糖の重量+しょ糖の重量×1・05

第C節 第二・二十六条1に規定する第二段階の醸造法

第二・二十六条1に規定する第二段階の日本国における醸造法は、 次に掲げるものから成る。

柿タンニン

微小繊維状セルロース

フィチン酸

L-アスコルビン酸ナトリウム

カゼインナトリウム

第 D 節 第二・二十七条1に規定する第三段階の醸造法

第二・二十七条1に規定する第三段階の日本国における醸造法は、

次に掲げるものから成る。

酸性リン酸カルシウム(リン酸二水素カルシウム)

酸性リン酸カリウム(リン酸水素二カリウム及びリン酸二水素カリウム)

活性白土

寒天

アンモニア

リン酸アンモニウム(リン酸二水素アンモニウム)

塩化カルシウム

カラギナン

コラーゲン

塩化マグネシウムエリソルビン酸

硫酸マグネシウム

リン酸

炭酸カリウム

アルギン酸ナトリウム

炭酸ナトリウム

炭酸水素ナトリウム

塩化ナトリウム(食塩)

エリソルビン酸ナトリウム